

福部都市計画区域 都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）

目次

1．都市計画の目標

- (1) 都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像
- (2) 福部村の広域的位置づけ
- (3) 都市づくりの基本方針
- (4) 目標とする市街地像
（骨格形成図）

2．区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- (1) 区域区分の決定の有無

3．主要な都市計画決定の方針

- (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - 1) 土地利用の基本方針
 - 2) 主要用途の配置の方針
 - 3) その他の土地利用方針
 - 4) 計画的な土地利用の実現に関する方針

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

- 1) 交通施設の都市計画の決定の方針
- 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

4．災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針

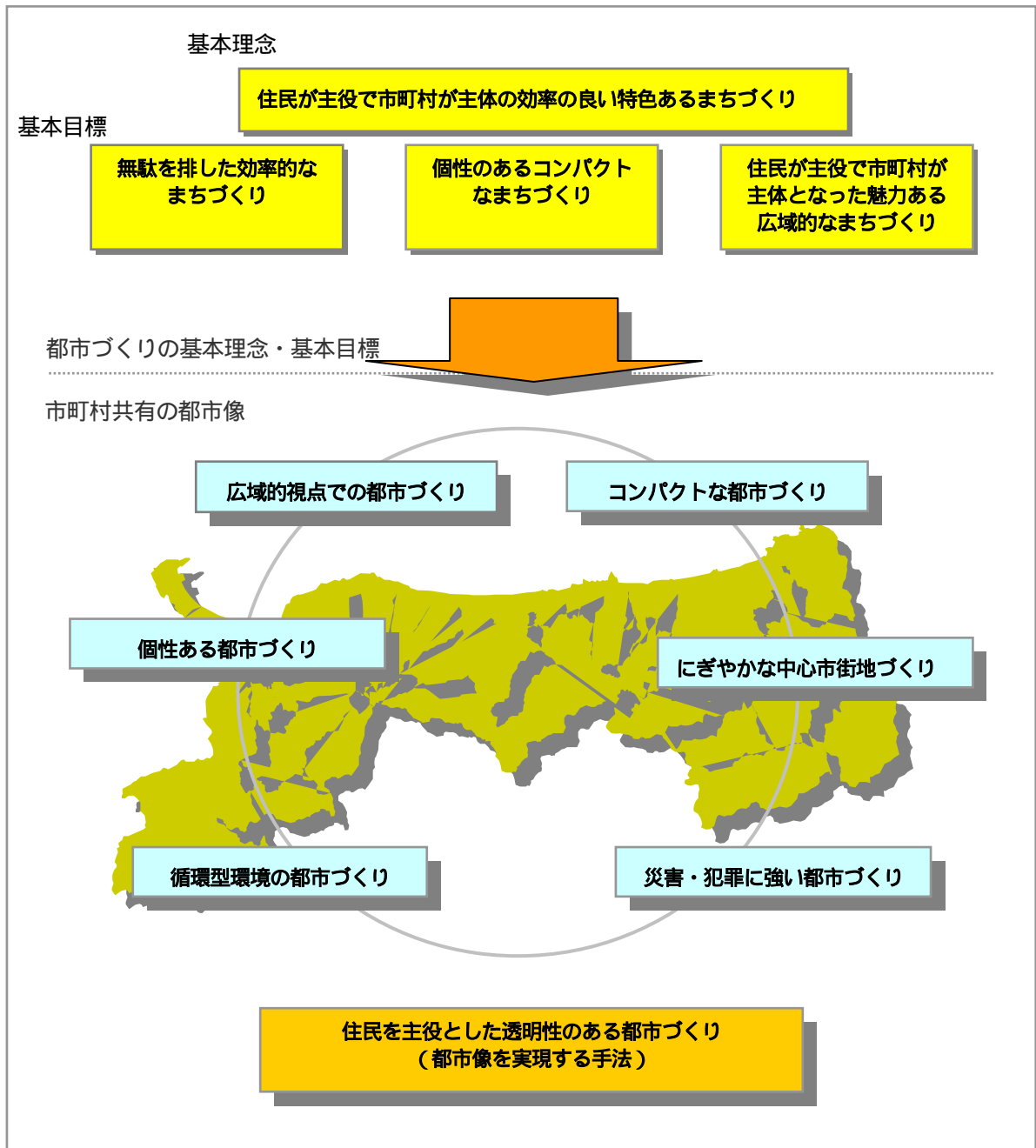
5．福祉・景観に関するまちづくりの方針

（都市計画マスタープラン図）

1 . 都市計画の目標

(1)都市づくりの基本理念、基本目標及び都市像

鳥取県では、概ね 20 年後を見通し、豊かな風土を活かすしっかりとした都市と地域の将来像（都市像）を構築して県民と行政が共通認識とするとともに、その実現に向って多様な主体の参加と連携によって着実に都市・地域づくりを進める。ここでは、都市づくりの基本理念・目標の実現に向けた市町村共有の都市像を展開する。



都市が周辺地域と一体となって住民や企業のニーズを充足する都市圏の形成が進行してくる。本県においては、東部、中部、西部毎の3つの明確な都市圏構造を有しており、それぞれの中心都市を広域的な核として位置付け、全国高速道路網、地域高規格道路及び都市間道路の整備や情報ネットワークの整備により、都市計画区域を越えさらには県境を越えた広域的な視点で都市の機能強化を図る。

コンパクトな都市づくり

自然環境と棲み分け共生する

中長期的に人口が減少し、社会投資余力の限界が見える中で起こる激しい地域間競争を勝ち抜くため、自然環境や歴史・文化資源を活かした個性の創出や中心市街地を含む既成市街地のストックを活かした再生を図り、生活の諸機能がコンパクトに集合する暮らしやすいまちづくりを実現すると共に、鳥取県土地利用基本計画に基づき無秩序な市街地の外延化を防止する都市計画区域、区域区分などの的確な運用を図る。

個性ある都市づくり

文化を創り楽しむ、みんなでスポーツ、鳥取県で遊ぶ

一定の基盤充実が図られた都市型社会においては、少子高齢化等の社会的状況等を勘案し、各々の地域のもつ個性豊かな歴史・文化・伝統を尊重しながら特色のある都市づくりがもとめられてくる。そのため、各地域が主体となり公共施設等のバリアフリー化等多面的な要素を配慮すると共に、自然景観や地域の風土・文化・生活に根ざした街並み等の優れた景観を守り育てるため官民一体となって個性のある都市づくりを図る。

また、県外からも余暇時間を利用し、来訪してもらえよう、豊かな自然や歴史・文化を楽しむグリーンツーリズムや観光などの充実により、魅力ある都市づくりを図る。

にぎやかな中心市街地づくり

今、中心市街地が空洞化の傾向にあり、既存商店街の衰退、人口の高齢化と郊外への流出など様々な問題が複層的に絡み合っている。中心市街地の空洞化は、都市そのものの衰退につながる課題であり、都市全体の課題として取り組む。そのため、各都市圏域の中心都市において中心市街地活性化基本計画を基に中心市街地は従来の商業スタイルの改善とまちなかに誰もが住める街づくりを実現する等地域における新たな役割を担うことが必要であり、土地の高度利用や未利用地の利活用にあたっては、地域地区制度や市街地開発事業などの適用により優良なプロジェクトの誘導を図る。

循環型環境の都市づくり

健全で恵み豊かな環境を保全しながら、人と自然との触れ合いが保たれた、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造する。そのため、環境基本計画をもとに環境への影響を軽減・解消する制度を積極的に導入し、自然・生態系の重要性和、安全性や利便性という生活者のニーズへの対応を適切に調和させながら、市街地形成や都市のインフラのあり方についても考え、持続可能で総合的な循環型都市づくりへと転換を図る。

災害・犯罪に強い都市づくり

平成12年の鳥取県西部地震を教訓に災害に強いまちづくりを行うため、災害時における避難地、避難経路等を踏まえた都市施設の整備及び防災拠点となる施設の配置を行うとともに、火災危険度が高い市街地に位置する避難地、避難経路周辺では、建築物の不燃化を図り、安全性を確保する。また、密集市街地については、防災性の向上のために総合的な整備を計画する。一方、増加傾向にある犯罪に対して都市施設整備における危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

住民を主役とした透明性のある都市づくり

県民みんなが主役の鳥取県をつくる

地方分権の下、各市町村の独自性を強めた「地域間競争」が、繰り広げられる時代を向かえる中、住民のまちづくりへの関心、参加意識の高まり及び社会投資力の減少からNPO等各種団体や企業と行政の連携・協働作業によるまちづくりの推進が求められる。そこで、地域社会との合意形成を図りながら具体の都市計画を定めるためには、目指すべき都市像を明確にしこれらを実現するための都市計画の導入を図る。また、住民・市町村が主体となり都市づくりを進める体系を構築する。

(2)福部村の広域的位置づけ

高速道路インターチェンジ等の整備による県民の日常生活の利便性の向上や市町村合併等の時代要請を勘案し、広域圏としての都市づくりの概念を導入する。都市計画区域の連坦性や近接性を基本に、既定の地域区分や広域市町村圏、自然的・地形的条件や歴史的経緯等を勘案した上で、相互が連携、補完し合い一体的なまとまりのある圏域として、県都としての中核機能を有する鳥取市を核とし、鳥取県の国際的・全国的な中核としての役割を担う「東部広域都市圏域」を設定する。

この圏域における福部村の発展方向と広域的位置づけは、以下のとおりとする。

| 市町村名 | 発展方向 | 広域的位置付け |
|------|---|----------------------------------|
| 鳥取市 | 圏域における都市的サービスを提供する中核都市としての役割を果たすとともに、教育・産業の高度化機能に特徴のある、圏域内の内外にわたる広域交流都市としての機能をもつ。 | 圏域内の内外にわたる広域交流都市 |
| 国府町 | 恵まれた自然・文化資源を活かした良好な定住拠点としての役割を果たすとともに農産物・林産物の供給基地としての機能をもつ。 | 自然・文化資源を活かした定住拠点 |
| 岩美町 | 自然公園や温泉等の観光資源を活かした保養・観光拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に農・水産物の供給基地としての機能をもつ。 | 水産資源供給と自然公園や温泉等を活かした保養・観光拠点と定住拠点 |
| 福部村 | 鳥取砂丘観光の拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすとともに観光と連携を取った特産の農・水産物の供給基地としての機能をもつ。 | 鳥取砂丘観光の拠点と定住拠点 特産物の供給拠点 |
| 郡家町 | 自然環境の中で、農産物の供給基地、商工業地と住宅地が共存する良好な定住拠点としての機能をもつ。 | 商工業地と住宅地が共存する良好な定住拠点 |
| 船岡町 | 自然環境を活かした体験交流拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に特産の農・林産物の供給基地としての機能をもつ。 | 自然環境を活かした体験交流拠点と定住拠点 |
| 河原町 | 高速・幹線交通網とインターチェンジを活用した物流拠点としての役割を果たすとともに、良好な住宅地としてまた農産物の供給基地としての機能をもつ。 | 高速・幹線交通網とインターチェンジを活用した物流拠点と定住拠点 |
| 若桜町 | 氷ノ山を中心とした山岳レジャー拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に付加価値の高い農・林産物の供給基地としての機能をもつ。 | 氷ノ山を中心とした山岳レジャー拠点と定住拠点 |
| 智頭町 | 高速交通網の連絡拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすとともに、自然公園等を活用した保健休養基地、付加価値の高い林産物の供給基地としての機能をもつ。 | 高速交通網の連絡拠点と定住拠点 |
| 気高町 | 温泉、海水浴場、ゴルフ場を活用した健康・保養型のレジャー拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に農・水産物の供給基地としての機能をもつ。 | 健康・保養型のレジャー拠点と定住拠点 |
| 鹿野町 | 自然・文化資源と温泉利用の各種健康・保養施設の集積する健康リゾート拠点としてまた定住拠点としての役割を果たすと共に農産物・林産物の供給基地としての機能をもつ。 | 各種健康・保養施設の集積する健康リゾート拠点と定住拠点 |
| 青谷町 | 海・山の自然資源と和紙などの産業・文化資源を活かした定住・交流拠点としての役割を果たすと共に農・林・水産物や和紙の供給機能をもつ。 | 水産資源供給と産業文化資源を活かした定住・交流拠点 |
| 八東町 | 観光果樹園と連携した山岳レクリエーション拠点としての役割を果たすと共に農産物の供給基地としての機能をもつ。 | 山岳レクリエーション拠点 |
| 用瀬町 | 千代川を中心としたレクリエーション拠点としての役割を果たすと共に流しびな等伝統的文化を活用した観光基地としての機能をもつ。 | 千代川を中心としたレクリエーション拠点 |
| 佐治村 | 野外レクリエーション基地としての役割を果たすと共に果実や和紙の供給拠点としての機能をもつ。 | 果実や和紙の供給拠点 |

(3)都市づくりの基本方針

都市づくりにおける基本理念、基本目標及び都市像を踏まえ広域的な位置付けを考慮して福部の都市計画における都市づくりの基本方針を次のように定める。

都市計画における都市づくりの基本方針

○やすらぎのある住環境の提供

人々が安心して暮らせる基盤整備を図るため、塩見川の治水対策をはじめ防災対策を推進するとともに隣接する鳥取市の機能を活用しながら保健・医療・福祉体制の充実を図ります。また、生活に密着した交通網、上下水道、コミュニティ施設等を整備し、定住環境の改善を図り、生活に密着した程よいレベルの都市サービスを提供するよう努める。

○豊かな自然と人との交流

福部は砂丘・砂浜・海・田園・丘陵・山林などの豊かな自然環境に恵まれています。鳥取砂丘、それに続く砂浜及びらっきょう畑や梨狩り園は観光客に自然の雄大さや楽しさを伝える魅力的な観光資源となっていますが、今後新たな資源の掘り起こし、観光客の誘致拡大と交流人口の増加を図ることで特徴あるまちづくりを行う。

○活気と誇りに満ちたむらづくり

福部には鳥取砂丘とそれに続く砂浜という自然のリゾート資源があり、これを中心に活気あるリゾートの形成を図り、観光客誘致に伴う交流人口の増大をホテル・民宿経営、果樹栽培、農産物加工などの地場産業の活性化につなげ、本村の経営基盤の強化を図る。

(4)目標とする市街地像

本都市計画区域における目標とする市街地像は、市町村共有の都市像を踏まえたものとし、目標とする市街地像における「都市軸」、「都市拠点」、及び「都市機能の配置」については以下のように定めることとし、都市像の実現に向かったの具体的方針については次の方針において定める。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
3. 主要な都市計画の決定の方針
4. 災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針
5. 福祉・景観に関するまちづくりの方針

1)都市発展の軸

東西軸として、国道9号と県道湯山鳥取線、県道鳥取砂丘細川線(海岸道路)及びJR山陰本線により形成しており、地域高規格道路鳥取豊岡宮津自動車道の一部を形成する都市計画道路岩美福部線(駟馳山バイパス)の整備により鳥取市、岩美町及び兵庫県北部地区との連携強化を図る。また、駟馳山バイパスの福部ICと県道鳥取砂丘細川線(海岸道路)を結ぶアクセス道路の検討をはじめとした体系的な幹線道路網の検討を行い、県を代表する観光地鳥取砂丘をはじめとする周辺自然環境と調和した土地利用(緑地形成)の促進により交流人口の確保を図る。

南北軸として、当地域と鳥取市とを繋ぐ県道鳥取福部線を位置づける。

2)都市機能の形成

市街地

市街地は、JR福部駅、公民館、役場、文教施設等の拠点機能が集積している中央地区から、今後急速にポテンシャルの向上が予想される駟馳山バイパスのIC周辺地区にかけての区域とする。

そのうち、役場周辺の駅前地区の既存の住宅地に都市機能の集積を図り居住拠点とし、駟馳山バイパスのIC周辺地区に新規開発により商業等が集積する活力とにぎわいの拠点の形成を図る。この両者を地域交流軸で連結するとともに、地域交流軸上の市街化を誘導する区域においては、都市機能の配置や市街地形成の計画的な誘導に努め、既存集落と調和のとれた土地利用の構築を図る。

○鳥取砂丘を中心としてオアシス広場、ふくべふれあいランド、岩戸海岸など一帯は、鳥取県を代表する観光レクリエーション拠点として位置付ける。

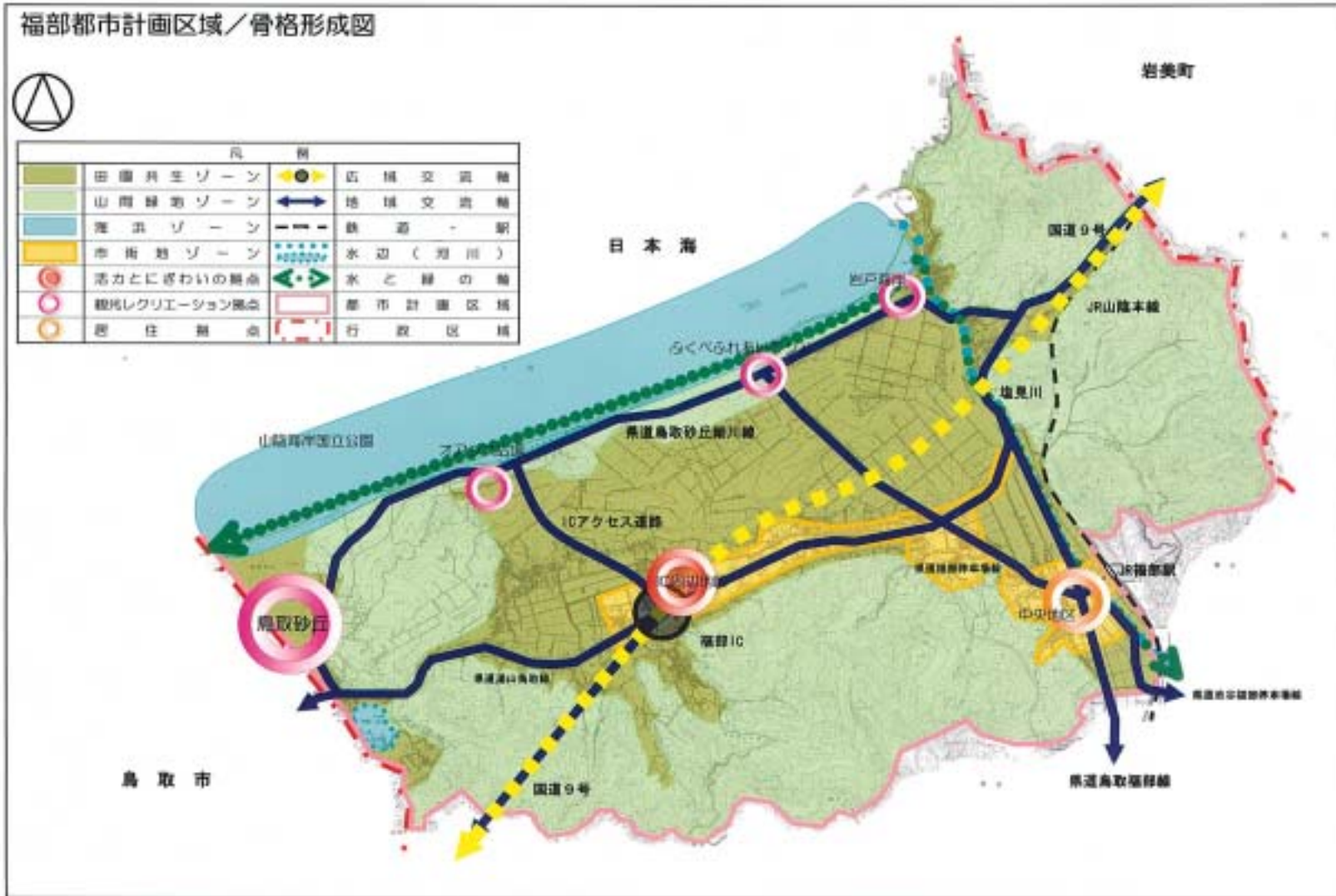
周辺地区

都市計画区域内における市街地周辺地区は、らっきょう畑をはじめとする農地の保全を図りながら、生活環境施設の整備を図る。

水と緑の軸

国立公園に指定された海岸線や自然緑地及び良好な農耕地等、豊富な緑とオープンスペースや緑豊かな自然環境が生み出す塩見川の清流と水辺の緑を水と緑の軸として位置付け、保全・活用し、市街地と連続する緑のネットワークを形成する。

骨格形成図



2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

[検討事項]

都市計画区域の地形その他の地理的条件について

南は山地に、北は日本海に挟まれ東西に走る国道により鳥取都市計画区域（区域区分あり）と岩美都市計画区域（区域区分なし）に隣接するものの国立公園及び山林を隔てて独自の区域を形成している。

人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通しについて

将来人口は、鳥取市のベッドタウンとして若干増加していくと予想される。

工業、商業その他の産業の業況及び今後の土地需要の見通しについて

産業の業況については、現況維持程度が予想される。

土地利用の現状、密集市街地、災害のおそれのある区域、農地が介在し公共施設整備とともに計画的な市街化を図るべき区域その他の土地利用転換又は土地利用密度の変更を図るべき土地の区域の有無及び分布について

該当する土地の区域はない。

都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通しについて

現況の市街地区域を基本として整備が進められている。

産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無について

該当する計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施予定はない。

都市的土地利用の拡散について

国立公園、農用地や保安林等により規制されている。

緑地等の自然環境の整備又は保全について

国立公園、農用地や保安林等により規制されている。

区域区分の有無とその判断の根拠について

区域区分の有無の判断基準に基づき、非区域区分都市とする。

区域区分の有無の判断基準

[線引き都市計画区域]

(1) 線引きを継続する

線引き都市計画区域では、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成、都市近郊の優良な農地との調和が図られてきていることから、原則として線引きを継続することとする。

(2) 線引きを廃止する

線引きを廃止した場合には再度線引きを適用することは事実上困難であることから、次の要件を全て満たす場合に限り、線引きを廃止できるものとする。

都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。

次の要件の全てに該当し、線引きの必要性がないと判断される。

ア) 市街地拡大の可能性がない。

イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がない。

線引きに代わる適切な土地利用規制がある。

[未線引き都市計画区域]

(1) 線引きを適用する

未線引き都市計画区域でも、無秩序な市街化の防止や計画的な市街地形成が必要となることから、次の要件を全て満たす場合に線引き適用する。

中核的な役割を担う人口 10 万人以上の都市が含まれる。もしくは、それ以外の都市において都市計画区域を構成する市町村が一致して申し出る。

次の要件のいずれかに該当し、線引きの必要性があると判断される。

ア) 市街地拡大の可能性がある。

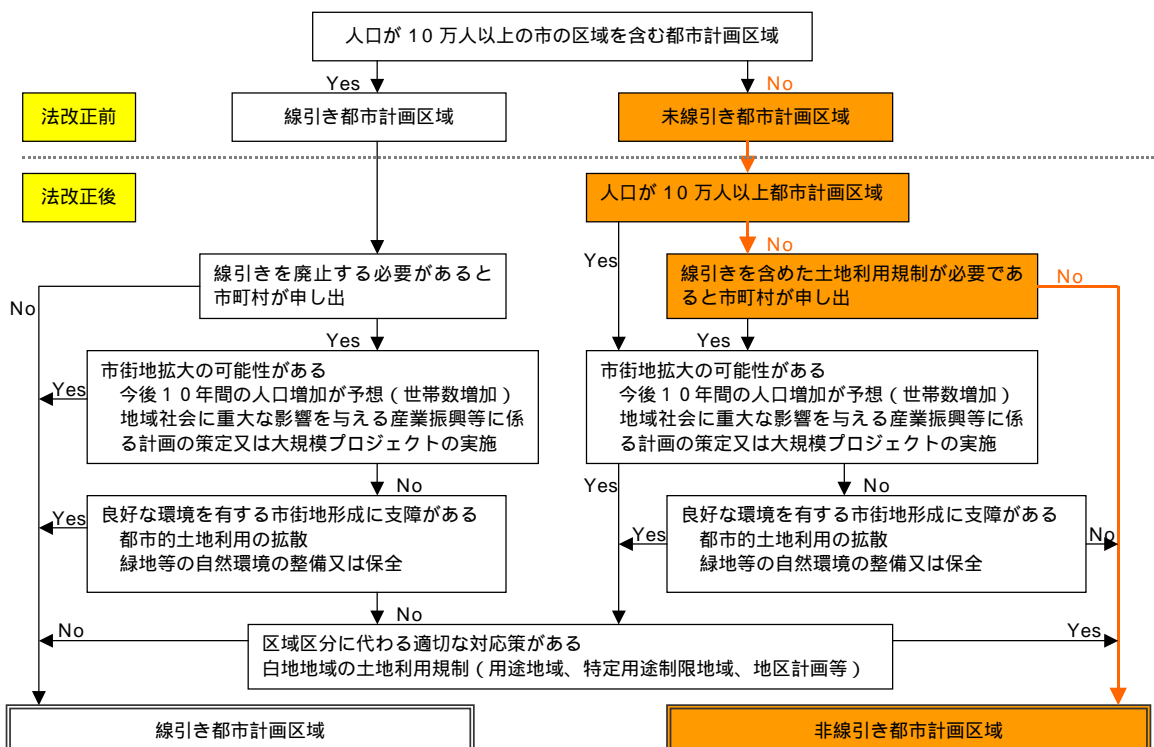
イ) 良好な環境を有する市街地形成に支障がある。

線引きに代わる適切な土地利用規制がない。

(2) 線引きを適用しない

(1)で示される ~ の要件のいずれかに該当しない場合は、原則として線引きを適用しないこととする。

区域区分の判断基準フロー図



3. 主要な都市計画の決定の方針

(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1)土地利用の基本方針

地域の健全な発展と秩序ある整備を実現するために「都市的土地利用の誘導を図る地区」と「豊かな自然環境の保全を図る地区」との明確化を図る。

「都市的土地利用の誘導を図る地区」は、土地区画整理事業や地区計画の指定等を視野に入れた計画的な土地利用を促進する。

市街地の中で駅前地区は、行政・都市機能の集積を図る土地利用を推進し、新たに都市計画道路岩美福部線（駟馳山バイパス）の(仮称)福部IC周辺を農林業との調整を図りながら、計画的な商業機能の集積を促進する。

市街地以外の都市計画区域については、らっきょうをはじめとする農業の利用を促進しつつ、砂丘をはじめ自然環境に優れた景観を維持・保全する土地利用を推進する。

2)主要用途の配置の方針

<都市計画区域内の土地利用>

商業地

IC周辺地区には広域的な集客能力をもつ郊外型商業施設（複合型ショッピングセンター、アミューズメント施設等）流通加工施設（倉庫、食品加工施設等）等の集積を意図する商業系土地利用の設定を農林業との調整を図りながら検討する。

住宅地

駅前地区は、村内を対象とする商業・業務および都市サービス施設等の集積を意図する商業系土地利用と文教厚生施設や住宅地との調和のある土地利用を図る。

工業地

国道9号沿道のらっきょう加工場とその周辺については工業系土地利用を図る。

3)その他の土地利用の方針

観光レクリエーション地

鳥取砂丘から岩戸地区までの海岸部一帯を設定し、国立公園、国の名勝及び天然記念物の規制の範囲において、観光レクリエーション需要を積極的に誘致するための施設整備を進めるとともに、自然環境の維持・保全に努める。

農地

市街地と海岸部の観光開発を誘導しつつ、自然環境を保全する地区の間に囲まれた広大ならっきょう畑、梨園をはじめとする農用地の維持・保全を図るとともに、観光情報発信施設など観光レクリエーション需要との連携を図る。また、観光と一体となった観光農園等への展開を図る。

自然緑地

- ・海岸部一帯に平行して広がる保安林区域(自然公園区域でもある)であり、植栽の実施など絶対的にこれを維持・保全する土地利用を推進する。
- ・鳥取砂丘及び浦富海岸のなかでその自然景観を維持・保全を図る土地利用を進める。

4)計画的な土地利用の実現に関する方針

地区計画制度の活用

宅地や工場立地を目的として、開発または開発が予想される区域について目的外建物の乱立を抑制するため、地区計画制度等を有効に活用し、地域の実情にあった良好な生活環境整備を促進する。

地域の街並み、歴史・文化的な建物及び恵まれた自然要素などの景観資源を尊重したまちづくり(地域の顔づくり)を図るため地区計画等の導入を検討する。

(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1)交通施設の都市計画の決定の方針

ア．基本方針

- ・福部村における幹線道路の骨格は、国道9号、県道鳥取福部線、県道福部停車場線、県道池谷福部停車場線、県道湯山鳥取線及び県道鳥取砂丘細川線で構成され、これらに村道が連結した道路網を構成する。
- ・現在、国道9号の交通混雑緩和と鳥取市、岩美町及び兵庫県北部地域との連携強化を目的として、都市計画道路岩美福部線（駟馳山バイパス）の事業が着手されており早期完成を促進する。
- ・幹線道路の機能の強化及びICへのアクセス道路の検討を行い円滑な交通の確保を促進する。
- ・福部村における重要な交通手段である公共交通としてはJRと路線バスが位置づけられる。いずれも自動車依存型社会の進展とともにその利用者は減少傾向にありますが、高齢化社会の進行を踏まえ、これらの利用を促進する。

イ．整備水準の目標

概ね、20年後の実現を目指す整備水準としては、都市計画道路岩美福部線（駟馳山バイパス）の整備を促進する。

ウ．主要な施設の配置方針

<道路>

広域交流軸

兵庫県北部との広域交流軸である鳥取豊岡宮津自動車道の1区間を成す都市計画道路岩美福部線（駟馳山バイパス）の整備を促進する。

幹線道路

幹線としては、国道9号、県道鳥取福部線、県道福部停車場線等を位置付け、これらの機能強化を図り都市内の円滑な交通の確保を促進する。

エ．主要な施設の整備目標

概ね、10年以内に優先的に整備することを検討する路線は次のとおりとする。

- ・（都）岩美福部線（駟馳山バイパス）

2)下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ア．基本方針

下水道

公共水域の水質保全を図るため、地域の実情に応じた効率的・経済的な生活排水処理施設整備（公共下水道・農業集落排水施設及び浄化槽）の推進と、これら施設の適切な維持管理に努める。また、下水道事業を進める中で、一部供用開始しており、残りの地域についても福部村公共下水道事業において整備を進め、村内全域の早期完成を目指す。なお、集合処理に適さない山間部の集落については、下水道と同等の能力を有する浄化槽の設置を促進する。

河川

塩見川中流域は、浸水常襲地域で早急な治水対策が福部の重要課題であり、生態系に配慮しながら整備を進める。

イ．整備水準の目標

概ね、20年後の実現を目指す整備水準は、次のとおりである。

下水道

市街地形成の在り方を見据えながら、地域の実情に応じた各種の下水各処理区における供用開始が行えるように早期完成を図る。

また、平成12年時点の人口普及率(生活排水処理施設)は22.1%であるが、概ね20年後の目標値としては、100%とする。

河川

塩見川をはじめとする改修工事完了にむけた整備を促進する。

ウ．主要な施設の配置の方針

下水道

公共下水道整備事業(福部処理区)により各処理区において、汚水管渠等主要な施設の適性な配置を図り計画的な整備を行う。

河川

- ・主要な河川として塩見川及び江川があるが、これらの治水・浸水対策として護岸工事等改修工事を継続して実施し、住民が安心して暮らせる村土の創出を図る
- ・河川の自然的・社会的特徴を十分に考慮し、親水空間として整備すべき箇所、水質浄化をすべき箇所等を定め、それぞれの施設配置を計画する。
- ・生態系や自然景観、流域環境の保全・創出を考慮して河川空間の整備を行う。

エ．主要な施設の整備目標

概ね、10年以内に優先的に整備することを検討する内容は、つぎのとおりとする。

河川

- ・河川については塩見川等の改修工事の整備を促進する。

(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

ア．主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・市街地については、一部を除き大半が低密度市街地であるため、土地区画整理事業等の実施可能性は高く、条件の整った地区より順次事業を実施していく。とりわけ駅前地区及びIC周辺地区については施設立地ポテンシャルの高い地区であり農業との調整を図りながら都市計画道路等の整備とあわせて事業化を検討する。
- ・優良宅地を確保するため、土地区画整理事業や住宅団地の造成など、公共・民間の適正な開発事業の秩序ある誘導に努める。

(4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

ア．基本方針

山陰海岸国立公園については、自然公園法により、また、農業振興地域においては、農振法及び農地法により担保されており、これらにより保全を図る。

また、地域の恵まれた緑へのアクセス性の向上や、散策道等の設置により、これらを緑地として有効に活用する。

4. 災害・犯罪に強いまちづくりに関する方針

風水害や震災などの自然災害の未然防止と被災の軽減の見地にたって、山地災害危険地区・土砂災害危険箇所における治山事業及び砂防事業の推進を図るとともに、災害時の避難地、避難経路等を踏まえた都市施設整備及び防災拠点となる施設配置や火災危険度が高い市街地の建築物不燃化、密集市街地の防災性向上など総合的な整備を計画する。

一方、増加傾向にある犯罪に対して、地域のコミュニティ形成を図るとともに都市施設整備において危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化を図る。

防災対策に関しては「福部村地域防災計画」が策定され、地震・火災等の災害に対する予防計画が記されているが、鳥取県西部地震の教訓を踏まえて点検見直しを行い、これに基づいて災害に強い都市構造の形成を図る。

5. 福祉・景観に関するまちづくりの方針

高齢者等が自由に行動できるようバリアフリー化されたまちづくりを目指して、公共的建築物、公共施設等のバリアフリー化を進め、人に優しい都市環境の整備を図る。併せて遠隔医療サービス等が可能となるように光ファイバー網の整備や高度医療機関・緊急医療・福祉サービスの享受を支援するため、高規格幹線道路等の整備を推進する。

四季の彩り豊かな自然景観や地域の風土、文化、生活に根ざした街並みなど共有の財産である優れた景観を守り育て、さらに創り次代に引き継ぐために行政、住民、事業者がそれぞれの責務を担いながら取り組んでいく。

福部村は鳥取砂丘をはじめ、海岸線、らっきょう畑などに象徴されるように豊かな自然環境と景観を背景とした都市構造であり、市街化の進展や各種開発行為等により特徴的な景観の喪失が危惧されることから、本村の緑と自然を活用した快適空間の創造、自然景観と調和のとれた景観形成の創造を目指すべく、適正な保全・保護を促進する。

鳥取砂丘やその周辺の海岸部は山陰海岸国立公園、国の名勝及び天然記念物に指定されており、豊かな自然景観と調和した土地利用の促進を図りながら、その保全に努める。

「福部村公園化・景観形成計画」を基本に、“海と砂丘と里山の自然を活かした公園のような村づくり”をテーマとした都市景観の育成を図る。

